

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第31号

(所 管) 教職員人事部 教職員企画課

件 名	堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	特別休暇及び宿泊を伴う学校行事の引率業務を行う職員について、次に掲げる所要の改正を行うため、本件を上程するものである。 (1) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正により、子の看護休暇の取得事由が拡大されることを踏まえ、本市における職員の特別休暇の取得事由について見直しを行うもの (2) 宿泊を伴う学校行事の引率業務を行う職員の見直しを行うもの
議案（報告）の概要又は要旨	1 改正の趣旨 (1) 小学校等の第6学年修了前までの子の看護に係る職員の特別休暇について、新たに、次の事由により勤務しないことが相当であると認められる場合に取得することができることとするもの ア 子が在籍する学校等（以下「学校等」という。）が感染症の予防のために臨時に休業となったこと又は感染症の予防のために学校等への出席を停止させられたことに伴い、その子の世話をを行うため イ 学校等が実施する式典（その子が参加するものに限る。）に参加するため (2) 宿泊を伴う学校行事の業務の特殊性から地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員を除くため 2 施行期日 令和6年10月1日
備 考	
議決後必要となる取組	この案件は、 ■ 上記案により、公布する。 □ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 □ その他（ ）

議案第31号

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部について、次のとおり改正する。

令和6年9月25日  
堺市教育委員会  
教育長 関 百合子

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する  
規則

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「除く」の次に「。第5条第1項において同じ」を加える。

第5条第1項中「常勤職員等」を「常時勤務を要する職を占める職員」に改める。

第12条第1項第13号中「中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部（以下この号において「中学校等」という。）への就学の始期に達する」を「小学校等の第6学年修了前」に、「看護」を「看護等」に、「又はその子」を「、その子」に、「をいう。）」を「又は学校等（その子が在籍する幼稚園、保育所、小学校等その他これらに類するものをいう。以下この号において同じ。）が感染症の予防のために臨時に休業となったこと若しくは感染症の予防のために学校等への出席を停止させられたことに伴い、その子の世話をを行うことをいう。）又は学校等が実施する式典（その子が参加するものに限る。）への参加」に、「中学校等への就学の始期に達する」を「小学校等の第6学年修了前」に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（1週間当たりの勤務時間）</p> <p>第2条 常時勤務を要する職を占める職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員（育休法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）を除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下これらを「常勤職員等」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間（4週間を平均した場合の1週間を含む。）当たり38時間45分とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（宿泊を伴う学校行事の引率業務を行う職員の勤務時間）</p> <p>第5条 <u>常勤職員等</u>が宿泊を伴う学校行事において幼児、児童又は生徒を引率する業務に従事する場合におけるその者の1日当たりの勤務時間は、前条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特別休暇）</p>	<p>（1週間当たりの勤務時間）</p> <p>第2条 常時勤務を要する職を占める職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員（育休法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）を除く。<u>第5条第1項において同じ。</u>）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下これらを「常勤職員等」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間（4週間を平均した場合の1週間を含む。）当たり38時間45分とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（宿泊を伴う学校行事の引率業務を行う職員の勤務時間）</p> <p>第5条 <u>常時勤務を要する職を占める職員</u>が宿泊を伴う学校行事において幼児、児童又は生徒を引率する業務に従事する場合におけるその者の1日当たりの勤務時間は、前条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特別休暇）</p>

第12条 職員が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める時間又は期間の特別休暇を受けることができる。

(1)～(12) (略)

(13) 子を養育する職員が、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部（以下この号において「中学校等」という。）への就学の始期に達するまでの子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度を通じて5日以内（中学校等への就学の始期に達するまでの子が2人以上あるときは、10日以内）

(14)～(24) (略)

2～7 (略)

第12条 職員が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める時間又は期間の特別休暇を受けることができる。

(1)～(12) (略)

(13) 子を養育する職員が、小学校等の第6学年修了前までの子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと、その子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること又は学校等（その子が在籍する幼稚園、保育所、小学校等その他これらに類するものをいう。以下この号において同じ。）が感染症の予防のために臨時に休業となったこと若しくは感染症の予防のために学校等への出席を停止させられたことに伴い、その子の世話をを行うことをいう。）又は学校等が実施する式典（その子が参加するものに限る。）への参加のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度を通じて5日以内（小学校等の第6学年修了前までの子が2人以上あるときは、10日以内）

(14)～(24) (略)

2～7 (略)